

# 199か所のオアシス

4月から開園した公園の一部を紹介します



**脇田新町公園**

閑静な住宅街に整備された公園で、健康遊具・複合遊具などが設置されています



**高階南公共広場**

約15,700㎡もの広さがあり、スポーツ・レクリエーションなどを楽しむことができます



**みよしの公園**

高低差のある地形を生かした公園で、健康遊具なども設置されています

現在、市内にある都市公園は199か所。子どもから大人まで誰もが利用できる公園は、自然とふれあうことのできる「都市のオアシス」です。市では市民の皆さんの憩いの場として活用されるよう、これからも計画的に公園の整備を進めていきます。天気の良い日は、みんなで近くの公園を利用してみませんか。

問い合わせ…公園整備課公園管理担当・TEL内線3234

## 所得限度額表（平成18年度）

扶養人数	児童手当		特例給付	
	所得額	収入額（参考）	所得額	収入額（参考）
0人	4,680,000円	6,525,000円	5,400,000円	7,333,000円
1人	5,060,000円	6,956,000円	5,780,000円	7,756,000円
2人	5,440,000円	7,378,000円	6,160,000円	8,178,000円
3人	5,820,000円	7,800,000円	6,540,000円	8,600,000円
4人以上	1人につき38万円ずつ加算			

\*対象は平成18年分所得です（源泉徴収の方は、給与所得控除後の金額が該当します）。収入額は、あくまで目安です。

\*扶養人数は、平成18年分所得申告の際の人数です。所得には一定の控除（医療費控除・障害者控除など）があります。詳しくは、子育て支援課にお尋ねください。

\*この限度額表の所得額には、政令控除分8万円が加算してあります。

\*限度額表など、児童手当について詳しくはお尋ねください。

### 児童手当の届け出を忘れずに

児童手当の所得制限の対象となる所得が、五月一日以降の新規申請から平成十八年分の所得に切り替わりました。現在、所得制限により手当を受けていない場合や、対象となる児童がいても申請をしていなかった場合は、新規申請をしてください。

また、すでに手当を受けている方は、六月中旬に現況届を提出してください（現況届については、六月上旬に発送する予定です）。

### 支給対象

小学校修了前の児童を養育している、所得が一定額未満（左表）の方。

### 手当額

一人目・二人目の児童は、月額五千元（三歳未満は月額

一万元）。三人目以降の児童は、月額一万元。

### 申請方法

子育て支援課（本庁舎二階）・出張所・連絡所で配付している認定請求書に必要事項を記入し、同課・出張所・連絡所に提出してください。申請した翌月分から支給対象となります。なお、出生・転入による場合は、出生・転入の翌日から十五日以内に申請してください。

### 特例給付

児童手当の所得限度額を超えていても、サラリーマンなど（厚生年金・私学共済などに加入している方）については、所得が一定額未満（上表）の方に限って、「特例給付」が受けられます。

特例給付を受けている方が、会社などを退職したときは支給資格がなくなりますので、消滅届を提出してください。この届け出が遅れると、退職後に受給した手当を返還しなければなりませんので、ご注意ください。

問い合わせ：子育て支援課

子育て支援担当・TEL内線25

81

# 小江戸サミット2007 in とちぎ 参加者募集



太平山県立自然公園のあじさい坂

ことしの小江戸サミットは、栃木市で開催されます。今回の行程では「身につけよう！ 江戸しぐさ」の著者・越川禮子こしかわ れいこさんによる講演「いきで素敵な江戸しぐさ」と、「残したい日本の音風景100選」に選ばれた太平山県立自然公園のあじさい坂で、その魅力を満喫することができます。

その後、市内のとちぎ蔵の街美術館・とちぎ山車会館などで自由散策をお楽しみください。なお、往復はバスで移動します。

**日時**…6月23日(土)、午前8時10分～午後8時（集合＝午前8時に川越駅西口）

**行程**…川越駅西口発→太平山自然公園（歓迎式典・昼食・あじさい坂散策）→栃木グランドホテル（小江戸サミット・講演会）→市内散策→川越駅西口着

**対象**…市内在住・在勤・在学

**定員**…80人（抽せん）

**経費**…3,000円（バス代・昼食代などを含む）

**申し込み**…往復ハガキに参加者全員の住所・氏名・年齢・電話番号を明記し、5月31日(木)（消印有効）までに〒350-8601川越市役所観光課内「小江戸サミット2007 in とちぎ係」

**問い合わせ**…観光課観光企画担当・TEL内線2732

## 固定資産税などを減免します

火災などにあわれた方の減免

火災などで損害を受けた家屋の、納期が到来していない固定資産税・都市計画税（家屋分のみ）が減免される場合があります。消防局予防課が発行した「り災証明書」を添えて、資産税課（本庁舎二階）にご相談ください。詳しくは、お尋ねください。

問い合わせ：資産税課管理担当・TEL内線2361

## 心身に障害がある方の軽自動車税を減免します

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持つ方のうち、一定の要件に該当する方の軽自動車税が減免になります。また、これらの手帳を持

つ方と生計を同一にする方が所有する車を、手帳を持つ方のために専ら運転する場合も、減免の対象になります。該当する方は、必要書類をそろえて申請してください。なお、昨年に引き続き減免申請を受ける方は、郵送での申請が可能です。詳しくは、お尋ねください。

**申請受け付け**  
五月二十四日(木)までに市民税課（本庁舎二階）。

\*期日を過ぎると、減免申請の受け付けができなくなります。ご注意ください。  
**必要書類**

- 平成十九年度軽自動車税納税通知書
- 運転免許証
- 各手帳
- 各手帳を持つ方のみで構成される世帯の方が所有する車を、常時介護する方が運転する場合は「常時介護証明書」

\*「常時介護証明書」は、各手帳の交付先が発行します。  
**問い合わせ**：市民税課税制担当・TEL内線2342

## 納税通知書を発送しました

平成十九年度の固定資産税・都市計画税、軽自動車税の納税通知書を発送しました。固定資産税・都市計画税は、平成十九年一月一日現在の所有者に課税されます。軽自動車税は、同年四月一日現在の所有者に課税されます。

固定資産税・都市計画税の納税通知書と共に、課税資産（土地・家屋）明細書がつけられていますので確認してください。なお、土地・家屋の筆数・棟数が多い場合は、明細書が別に送付されます。  
**問い合わせ**：固定資産税・都市計画税課管理担当  
市計画税課管理担当  
当・TEL内線2363 ▼軽自動車税課管理担当  
当・TEL内線2342